国土技術政策総合研究所資料

TECHNICAL NOTE of
National Institute for Land and Infrastructure Management

No. 567

January 2010

国土交通省国土技術政策総合研究所 緑化生態研究室報告書 第24集

緑化生態研究室

Landscape and Ecology Division, Annual Research Report (24th)

Landscape and Ecology Division



国土交通省 国土技術政策総合研究所

National Institute for Land and Infrastructure Management Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Japan

表紙の写真:三重県亀山市関宿(重要伝統的建造物群保存地区)



写真1:関宿の街並み

写真 2: 地蔵院本堂(国指定重要文化財)

写真3: 寛永年間から関宿で作られている伝統的餅菓子「関の戸」の本店 写真4: 展望施設「眺関亭」から望む関宿の家並(正面は地蔵院本堂)

地域の歴史や伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史的建造物およびその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境、すなわち歴史的風致を維持・向上するため、平成20年5月に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(通称:「歴史まちづくり法」)が成立し、歴史的風致を活かしたまちづくりが本格的に推進されることとなりました。

東海道 53 次の宿駅制により、現在の三重県亀山市には、亀山宿・関宿・坂下宿の 3 宿が整備されました。こうした宿場の基盤や街並みは、現在まで引き継がれています。なかでも関宿は、往時の宿場の街並みを良くとどめ、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。

亀山市では、こうした市内の歴史的風致を維持向上するため、平成20年12月に「亀山市歴史的風致維持向上計画」を策定し、翌年1月に「歴史まちづくり法」に基づく認定を受けました。